

介護保険 改悪案のポイント

②

「地域包括ケアの深化」を掲げ、高齢者、障害児・者などに関わる31



「介護をまもれ」とコールしてアピールする人たち
 2016年11月6日、東京・新宿駅東口

の法案を一括したものが介護保険法等改悪案として提出されています。高齢者、障害者の社会福祉サービスを一まとめにし、「自助・互助」「地域住民の助け合い」の名で公的責任を後退させ、福祉や介護費用の抑制を狙います。

2015年の介護改悪では、「要支援者」の介護サービスを保険給付から外し、市町村が担う「総合事業」へ移行しました。無資格者が行う「基

基準緩和

障害福祉との統合

準緩和サービス」や、ボランティアによる体操教室などの安上がりなサービスへ置き換えたのです。

今年4月までを「総合事業」への移行猶予期間としていましたが、多くの自治体で移行が進んでおらず、「移行済み」の自治体でも、従前の介護サービスを担ってきた事業者が低単価でサービスを提供しているのが現状です。

これを今回の法案では、障害者施設からの申請があり、自治体の基準を満たせば介護事業者の指定を受けられるよう緩和します。

政府は「高齢障害者が利用してきた事業所やヘルパーが利用できるよう

に」としていますが、65歳以降は、障害者福祉サービスの利用は、介護保険制度の利用を優先する”のが原則です。介護

事業者の指定を受けた施設でサービスを利用した場合、介護保険優先原則によって、非課税世帯で福祉サービスの利用料がかからない高齢障害者にも一律に自己負担が課されることになりました。

人手不足の現場で職員に障害福祉も介護福祉も兼務させる基準緩和では、サービスの質・量の低下、労働者の過重労働につながりかねません。この方向は、障害福祉と介護保険の統合に向けた布石にすぎません。

(つづく)